

# 大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金

## 1. 事業の目的

エネルギー価格の高騰の影響を受けている商店街等に対し、商店街等が維持・管理をする街路灯等やアーケード、看板等の照明の省エネ対応に係る経費の一部を補助する。

## 2. 補助対象商店街

- (1) 商店街振興組合 ※「商店街振興組合法」第2条第1項に規定する組合
- (2) 商店街をその地区内に有する事業協同組合  
※「中小企業団体の組織に関する法律」第3条第1項第1号に規定する組合
- (3) 任意に組織された商店街
- (4) 大分市都町活性化協議会
- (5) 野津原町商工会
- (6) その他市長が特に必要と認める団体

## 3. 補助対象事業 ※補助対象商店街が行い、維持・管理をするものに限る。

- (1) 街路灯等の蛍光灯等からLED器具への交換、LED器具からLED器具への更新
- (2) アーケード、看板等の蛍光灯等からLED器具への交換、LED器具からLED器具への更新
- (3) 街路灯等の省エネ仕様の街路灯等（ソーラーパネル付き街路灯等）への更新
- (4) その他省エネ対策に関する事業

## 4. 補助対象経費

- (1) 蛍光灯等からLED器具への交換に要する費用
- (2) LED器具の更新に要する費用 ※以下①～③の要件を満たすものに限る。
  - ① 設置後8年を令和5年度中に経過するもの
  - ② 以下（ア）～（ウ）のいずれかに該当するもの
    - （ア）更新前と比較して消費電力（W）が15パーセント以上削減されること。
    - （イ）更新前と比較して発光効率（lm/W）が15パーセント以上向上すること。
    - （ウ）更新後のLED器具が、グリーン購入法適合商品であること。（更新前のLED器具の規格が不明な場合のみ）
  - ③ 国の補助金等を活用しているLED街路灯は設置後10年を、アーケード照明等の照明設備は設置後15年を経過しているもの（照明の不点灯又は明らかな照度の低下により機能を果たしていないと認められる場合は除く。）
- (3) 省エネ仕様の街路灯等（ソーラーパネル付き街路灯等）への更新に要する費用

※ただし、以下の費用は補助対象外とする。

- (1) 土地の造成及び土地、建物等の使用、取得または補償に要する費用
- (2) 街路灯等の維持または管理に要する経費（電気料金および賃借に要する経費を含む。）

## 5. 補助率・補助上限額

補助対象経費の5分の4、上限200万円

## 6. 実施期間

令和5年9月1日（金）～令和6年2月29日（木）※実績報告書類の提出締切

## 7. 事業の流れ

